

令和6年第13回

美里町農業委員会総会議事録

## 第13回美里町農業委員会総会

### 1 開催日時

令和6年12月25日(水) 午後1時31分から午後2時51分

### 2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

### 3 出席委員（16名）

|      |        |      |        |      |        |
|------|--------|------|--------|------|--------|
| 1 番  | 小田嶋 勝美 | 2 番  | 後藤 幸太郎 | 3 番  | 我妻 卓美  |
| 4 番  | 福田なほ子  | 5 番  | 久道 雄悦  | 6 番  | 古内 世紀  |
| 7 番  | 尾形 司   | 8 番  | 繁泉 順子  | 9 番  | 佐々木幸一郎 |
| 10 番 | 小野 保裕  | 11 番 | 澁谷 正行  | 12 番 | 鈴木 幸博  |
| 13 番 | 遊佐 恭一  | 14 番 | 渡邊 雅光  | 15 番 | 邊見 勝寿  |
| 16 番 | 伊藤 恵子  |      |        |      |        |

### 4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 農用地の形状変更届出について
6. 非農地証明願について

### 5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

### 6 その他連絡・報告事項

### 7 農業委員会事務局職員（2名）

事務局長 高橋 博喜  
事務局係長 澤村 拓也

## 8 会議の概要

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局長   | <p>では、定刻になりましたので、ただいまより令和6年第13回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 会長     | <p>(挨拶内容省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議長     | <p>それでは、これより令和6年第13回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員については、16人全員の出席であります。総会を開く場合に委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長     | <p>最初に、議事録署名委員の選任をいたします。議事録には、会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。2番後藤幸太郎委員、3番我妻卓美委員をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長     | <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1番、農家相談日について。12月9日と20日に農家相談を実施しましたので、担当委員より報告をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 尾形 司委員 | <p>それでは、報告いたします。</p> <p>12月9日月曜日、邊見会長職務代理者、あとは私、尾形、繁泉委員の3名で対応いたしました。相談件数は2件でした。</p> <p>1人目の方は●●●●さん、●●の方でした。</p> <p>相談事項といたしましては、現在50アールの田んぼでの耕作ですが、将来的に規模拡大したいのだからどうすればよいかという相談でした。</p> <p>対応といたしましては、今現在、進行している地域計画に農業を担う者として名前を載せてもらったり、認定農業者の資格を取得するようにアドバイスいたしました。</p> <p>続きまして、2人目の相談者は●●●●さんという方、こちらも●●の方です。</p> <p>相談事項といたしましては、規模拡大のために田んぼを買いたいという相談でした。</p> <p>対応といたしましては、まず、農地流動化申込書に記入し提出していただきました。そして、地域計画にも名前を載せてもらうよう町に申し出したほうがよいこととお話ししました。</p> <p>以上です。</p> |
| 小野保裕委員 | <p>それでは12月20日のご相談についてご報告いたします。</p> <p>12月20日、伊藤会長、佐々木幸一郎委員、そして私、小野の</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

3名で対応いたしました。

相談件数は3件でございました。

1人目は、●●の●●●●さんという方で、もともと●●がご実家のほうなんだそうですけれども、現在●●●●に耕作してもらっている●●と●●の農地を売却したいということで、約2.4ヘクタールほどの面積だということです。

対応といたしましては、地元委員と相談して対応してもらうこととするということとしました。

2人目は、●●●●●の●●●●さんという方が娘さんと相談にいらっしゃいました。●●●●さんも同席しました。

相談事項としては、●●の水田6,600平方メートルほどを売却したいということで、現在耕作してもらっている●●●●さんに購入してもらうことを前提に話が進んでいますけれども、現在の概ねの取引価格と、あと、これからの手続きについてということの相談でございました。それで購入予定にしている●●●●さんも同席と一緒に相談にいらっしゃいました。

対応といたしましては、現在の平均的な取引価格と、あと今後の手続きについて必要なもの等をお伝えいたしました。

3人目は、●●の●●●●さんがいらっしゃいました。

相談内容といたしましては、現在、●●字●●に36アールの自作地があり、現在耕作しているということです。しかし、非常に遠いので、●●地区に50アールぐらいの売却物件があればそれを取得して、●●の農地は売却か、利用権設定して誰かにつくってもらったりするということを考えているということの相談でございました。

対応といたしましては、●●のほうで物件があれば、それに応じて対応することとしてお伝えいたしました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

議長

次に、報告事項2番 使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番 農地法第18条第6項の規程による通知について、報告事項4番 利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。

事務局

(報告事項2から報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。よろしいですか。

(はいの声あり)

議長

次に、報告事項5番 農用地の形状変更届出についてに入ります。

また、12月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局     | (報告事項 5 について、議案書に記載のとおり説明を行った)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長      | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、農地調査委員会の説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 尾形 司委員  | <p>それでは、報告いたします。</p> <p>農地調査委員会は、繁泉委員と委員長である私、尾形と伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計 6 名で 12 月 16 日月曜日に現地調査を行いました。</p> <p>農用地の形状変更届出について。</p> <p>番号 12 の申請地は●●です。現状は田ですが、盛り土した上で畑地化し露地野菜を作付けする計画ですので、特に問題はないものと確認してきました。</p> <p>続きまして、番号 13 の申請地は●●字●●です。畑地化し盛り土がされており、露地野菜を作付けする計画ですので、特に問題はないものと確認してきました。</p> <p>以上です。</p>                                                               |
| 議長      | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長      | <p>次に、報告事項 6 番 非農地証明願についてに入ります。</p> <p>また、12 月 16 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。</p> <p>初めに、事務局より説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局     | (報告事項 6 番について、議案書に記載のとおり説明を行った)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長      | <p>ありがとうございました。</p> <p>引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 後藤幸太郎委員 | <p>それでは報告いたします。</p> <p>非農地証明願についての意見。</p> <p>番号 22 の申請地は●●字●●です。現地は住宅の敷地として宅地の状態で使用され、非農地化して長年経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。</p> <p>続きまして、番号 23 の申請地は●●字●●です。現地は昭和 63 年 9 月 27 日に転用許可を受けておりましたが、地目が変更されていなかった土地です。現在も●●の敷地として宅地の状態で使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。</p> <p>続きまして、番号 24 の申請地は●●字●●です。現地は平成 3 年 4 月 30 日に転用許可を受けておりましたが、地目が変更されていなかった土地です。現在も雑種地の状態で使用されていることを</p> |

確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

続きまして、番号２５の申請地は●●字●●です。現地は事業所の駐車場として雑種地の状態で使用され、非農地化して長年経過していることから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

続きまして、番号２６の申請地は字●●です。現地は樹木などが繁茂しており、非農地化して長年経過し、再び農地として利用される可能性もないことから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。が、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので議事に入ります。

第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第１号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。

質疑ありませんか。よろしいですか。

(はいの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。

議長

次に、第２号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第２号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第２号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号２７２番から２７９番を除く２５件について審議いたします

質疑ありませんか。

６番 古内委員。

古内世紀委員

6 番の古内です。

3 点ほど質問します。1 点は質問で、あともう 2 点はちょっと書類の記載の不備ではないかと思しますので、お話しいたします。

まず、1 点目ですが、15 ページの番号 258 番ですが、これは使用貸借権設定となっておりますが、農地は青地ということで優良農地なのかなと思うんですけれども、これ使用貸借になっている事情が分かればお答えいただきたいと思います。

古内世紀委員

それからあとは、2 点目は番号 269 番、21 ページです。譲受人の●●さんの労働力が空欄になっております。

それから、3 点目は 32 ページの 290 番の譲渡人の●●さんの家族数が空欄となっております。

その 2 点について教えていただければと思います。

以上です。

議長

番号 269 番●●さんについては、この方一人暮らしなんです。ですので、労働力は 1 となります。あとは事務局で回答願います。

事務局

それでは、まず 15 ページの番号 258 番についてお答えいたします。こちらは町外の方同士ということで、農協のほうから来た書類でございますが、書類的には当初賃借権というふうに書いたところをあえて使用貸借権に訂正をして提出しているということで、両者合意で訂正したものと思われまます。

これまで●●さんが自作をしていた農地ということですので、もしかすると耕作条件といったようなことで青地ではございますけれども、●●●になりますので、何か耕作条件とかこれまでの管理状況などで当面の間使用貸借権設定というようなことで話がついたのかなというふうにも推測できます。詳細については分かりませんけれども、両者同意の上であえて賃借権から訂正したという形跡もありますので、そのようにご理解いただければと思います。

3 点目の 32 ページ、番号 290 番の●●●●さんの家族数ですが、こちら 1 名ということでございます。すみません、こちら記載のミスでございます。

以上です。

議長

よろしいですか。

(はいの声あり)

議長

それでは、その他ございませんか。よろしいですか。

(はいの声あり)

議長

それでは、質疑なしと認め、採決をいたします。

第 2 号議案 農用地利用集積計画書審議について、番号 272 番から 279 番を除く 25 件についての賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

|         |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長      | 全員賛成と認めます。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長      | <p>続きまして、番号２７２番から２７９番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条により、１４番渡邊雅光委員の退室を求めます。</p> <p>休憩します。（１４：３６）</p>                                                                                                                                                    |
| 議長      | <p>再開いたします。（１４：３６）</p> <p>休憩前に引き続き、番号２７２番から２７９番について審議をいたします。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>                                                                                                                                                    |
| 議長      | <p>質疑なしと認め、採決をいたします。番号２７２番から２７９番について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（各委員の挙手を確認）</p>                                                                                                                                                                             |
| 議長      | 全員賛成と認めます。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長      | 休憩します。（１４：３７）                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議長      | <p>再開いたします。（１４：３７）</p> <p>第２号議案農用地利用集積計画書審議については、原案どおり許可相当意見を付し、町長に報告をいたします。</p>                                                                                                                                                                     |
| 議長      | <p>次に、第３号議案 農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。</p> <p>また、１２月１６日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。</p> <p>初めに、事務局より報告をお願いします。</p>                                                                            |
| 事務局     | （第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長      | <p>ありがとうございました。</p> <p>引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                  |
| 後藤幸太郎委員 | <p>報告いたします。</p> <p>第３号議案農地法第４条第１項の規定による許可申請の意見決定についての意見。</p> <p>番号５の申請地は●●字●●です。現地は住宅地内の農地で宅地等に囲まれ、１０ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、第２種農地と判断いたしました。２０年以上前から自宅敷地として使用しており、違反転用の状態にありましたが、申請者から始末書も提出され、反省していることから、やむを得ず追認という形で許可相当と見てきました。</p> <p>以上です。</p> |

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

鈴木幸博委員

12番鈴木です。

今はもう宅地としてかなり経っていると、それで事後承諾みたいな形ですが、転用申請じゃなくて、非農地証明願のほうでもよかったのかなと思うのがまず1点。

あと、ちょっとこの本冊の案内図と現地調査の写真と平面図なんですけれども、ちょっとどういう形で比べてみたらいいのかちょっと見にくいので、せめて平面図のほうがもう少し境が分かるようにしていただければ。もう少し大きくしていただいて、境が分かるような手法を用いていただければなど。どれが53番5なのか53番6なのか、境が不明なので、その辺お願いしたいと思います。これは質問じゃなくてお願いのほうになります。

以上です。

議長

事務局、よろしいでしょうか。

事務局

ただいまの件ですが、まず、非農地証明に該当する状況でもありました。今回はもう大分前に居宅のほうがその敷地内に建ってあるということで、非農地証明の該当にもなりまして、相談があった際は非農地証明もできますよという話はしていますが、今回は転用許可のほうを申請人のほうが選択したということで、このような申請になったものでございます。

そして、あともう一つ。ちょっと分かりにくい図ですね。この3号議案の別紙のほうをちょっとご覧いただければと思います。

番号5のところをご覧いただくと、今回の申請地はすごく分かりづらいんですけれども、居宅の右半分の上にビニールハウスがあります。そのビニールハウスの斜め左下のほうに609と書いてある丸があるんですけれども、そこから右にビニールハウスのすぐ下に移っていただいて600という丸があります。この北の面を下にずっと長方形で居宅のすぐ下のほうに602という数字も見えるかと思いますが、602と、あと601というふうにあります。その丸で囲まれたところが53番5という土地です。

そして、その53番5の右側ですね。倉庫下屋というふうに入っていますけれども、そちらの斜め上のほうに201という丸があります。そして、あとそのずっと下におりていくと604という丸がありまして、それを今度は左に行くと605という丸があります。そしてそれを下にさらに行くと606、それをまた左に行くと500というところがあります。それをつないだ形ですね。ちょうど案内図のほうの形に大体なるんですけれども、その2筆が今回の申請地というふうになって、全て建物の下になっていたり駐車場として使用されているという、それが53番6という土地になります。

後ほど分かりやすい図で提出をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

よろしいですか。

|         |                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鈴木幸博委員  | <p>ぜひもう少し拡大した中で、分かりやすいように境界に太いマジックか何かで線をつけていただいて、今後よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>                                                                                                                                                         |
| 議長      | <p>そのほかございませんか。よろしいですか。</p> <p>(なしの声あり)</p>                                                                                                                                                                                                  |
| 議長      | <p>それでは、質疑なしと認め、採決をいたします。</p> <p>第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(各委員の挙手を確認)</p>                                                                                                                                      |
| 議長      | <p>全員賛成と認めます。</p> <p>第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定については原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。</p>                                                                                                                                                  |
| 議長      | <p>次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。</p> <p>また、12月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。</p> <p>初めに、事務局より説明をお願いいたします。</p>                                                                  |
| 事務局     | <p>(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)</p>                                                                                                                                                                                                          |
| 議長      | <p>ありがとうございました。</p> <p>引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                          |
| 後藤幸太郎委員 | <p>報告いたします。</p> <p>第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての意見。</p> <p>番号30については、転用目的は●●です。周辺に10ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角にありますので、農地区分は第1種農地となります。ただし、●●は許可方針にある不許可の例外に該当するため、転用可能でありますとともに農地以外の土地が見当たらなかったことから、やむを得ず許可相当と見てきました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長      | <p>ご苦労さまでした。</p> <p>事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>                                                                                                            |

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

休憩します。(14:51)

## 議 事 録 署 名

上記、第 13 回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和     年     月     日

会           長

署 名 委 員  
議 席 2 番

署 名 委 員  
議 席 3 番